


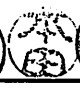





室長	次長	課長	課長補佐	係長	係員
				○	    

復 命 書

報告者 主査 矢吹良樹



開催 年月日	平成23年12月28日(水)	場所	自治会館(福島市)、県庁本庁舎ワザイセンター
		時間	13:00~15:30

議題・件名	郡山市除染計画提出及び事務打ち合わせ
-------	--------------------

出席者	環境省福島除染推進チーム 中田
	県除染対策課 課長、三浦、横井
	原子力災害対策直轄室 室長、本田主幹、矢吹

会議・報告事項の内容

○福島県除染対策課

本市計画を提出し、除染等について事務打ち合わせを行った。
なお、その内容は以下のとおりです。

・仮置場について

市) 道路等の除染に伴う土壌等を現在、公園、スポーツ広場の表土除去にあわせて、除去土壌とともに埋設しているが、その際、囲い、仮置場である旨の表示について、法施行後、その設置が必要か？



県) 以下のとおりと考える。

除去土壌の保管に係るガイドライン(環境省)によると、以下のとおり現場保管等については「柵や囲いは不要」となっている。

(2) 管理要件

① 立入制限

放射線障害防止のため、除去土壌の仮置場への搬入中においても、除去土壌からの追加線量が年間1ミリシーベルトを超えない場所を敷地境界とすること、施設内にみだりに人が入らないように敷地境界には柵(さく)等の囲いを設けること及び除去土壌の保管の場所である旨と緊急時の連絡先を記入した掲示板を設置することが必要です。なお、自宅や学校等の敷地内で行われる現場保管等については、囲いや掲示板についての特段の措置は不要です。

(除去土壌の保管に係るガイドライン 環境省 平成23年12月(第1版))

「現場保管」とは、

- ①現場(敷地内)
 - ②除染場所から仮置場までの運搬が車等で数分以内の場所
 - ③仮置場周辺の地域
- とのこと。

市) 県が除染する場合の仮置場はどうするのか？

県) 特措法上は仮置場の設置は市町村であるが、仮置場説明会には県も行く。なお、県有地を仮置場にするについては、検討中である。

・除染の契約、発注の仕方について、本日、県から通知を予定している。

・交付金については、1月中に農地、森林、事業所を含めた要綱を示す予定

詳細については、県農業振興課まで（TEL024 - 521-7336）

・廃棄物の処理に係るガイドラインは環境省で12/27付で公開予定

○環境省福島除染推進チーム

本市計画を環境省福島除染推進チーム（担当者）へ提出した。